（2面のつづき）

査結果について、に「The Dark Side of the Tokyo 2020 Summer Olympics（2020年東京オリンピック〝闇の側面〟）」とする報告書をまとめて公表した。

ここでは、

・月28日勤務
・危険な環境
・2人の作業員が安全器具を自費で購入させられた
・聞き取りした作業員の半数は雇用契約がない
・海外からの労働者は失職や懲戒を恐れて、労働環境に苦情を言えない〝恐れの文化〟があるなどの労働者からの訴えが記載されている。さらに「労働組合がJSCに作業員の苦情を代表して申し立てても、当事者でないため却下された」事実が指摘されている。

7. 「持続可能なオリンピック」は本当か。

上記調査、報告書による指摘を受けたオリンピック組織委員会の動きは遅く、7月19日にリリースを出しているが、独自に調査をすることや是正に動くという形跡は全く見受けられない。新国立競技場建設に関しては、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）が反論文書を作成しているが、その内容はBWIの報告内容をほぼ全面否定する内容となっている。

ところが、JSCの反論は、自らの調査に基づいてなされたものなく、受注者の言い分をそのまま主張するものが多くをしめる。現場作業における安全保護具の支給、貸与、負担は、元請けがするべきとのBWIの主張に対し、JSCは労働者を雇用する使用者と労働者の間で取り決める問題だとして、元請けの責任を否定している点も重大である。

オリンピック・パラリンピック組織委員会は、持続可能な開催を目指し、「持続可能性に配慮した調達コード」を定めており、人権、労働に関しては以下のような基本原則の定めがある。

・組織委員会は、人権の尊重を重視する。そのため、サプライヤー及びライセンシーに対し、製造・流通過程において、人種、国籍、宗教、性別、性的指向、障がいの有無等による差別やハラスメントが排除され、また、不法な強制立ち退き等の権利侵害の無い物品・サービス等を提供することを求める。
・組織委員会は、適正な労務管理と労働環境への配慮を重視する。

そのため、サプライヤー及びライセンシーに対し、製造・流通過程において、強制労働や児童労働がなされておらず、安全・衛生が確保されており、労働者の諸権利が法令に照らし確保されている物品・サービス等を提供することを求める。

そして、調達コードに反する場合は通報窓口が設けられている。しかし本件調査及びBWIの調査、その後の対応を見るに、本当にこれが実施されているのか著しく疑問である。BWIによれば、JSCは労働組合が労働者からの匿名の通報を根拠に申し立てた案件では当事者でないとして訴えを認めなかったという。

この事実をJSCは認めていないが、この訴えに関し、是正に取り組んでいる実態は見られない。建設労働は、ゼネコンから下請けの連鎖が何段階にもわたり、労働環境に苦情を言う小規模事業者はすぐに契約を切られてしまい、声をあげにくいと言われている。事実関係を確認するためには、こうした声をあげにくい状況に配慮し、匿名の通報に広く対応する必要がある。

東京2020組織委員会、東京都、JSCは共通の通報フォームを使用しているが、これが権利侵害を受けている労働者にとってアクセスしにくいものであることは一目瞭然である。すなわち、通報者は以下の事項を記載することを求められている。

・組織委員会、東京都、ないしはJSCが調達する東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係の調達物品等を特定するに足る情報（商品の種類、商品の名称、製造又は販売業者の名称、又は、商品名のみで特定が困難な場合は商品が特定できる特徴等を記載。製造や納入の時期、ロット番号等、可能な限り詳細な情報も記載）。
・通報者に対して生じた現実の影響又は将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる負の影響の具体的内容
・通報者が考える調達コード不遵守の具体的事実及び当該不遵守の対象となる調達コードの条項
・調達コード不遵守と負の影響の因果関係

きわめて難解であるとともに、労組やNGOその他第三者が権利侵害を受けている匿名の個人に代わって通報することの障害となる内容である。

通報者に対して生じた現実の影響、負の影響等を記載しない限り有効な通報とみなされないとすれば、労組やNGOその他第三者が権利侵害を受けている匿名の個人に代わって通報しても、有効な通報として処理されないと考えられる。

8. 結論

本モニタリングの直後、8月8日に、東京ビッグサイト（江東区有明）の仮設・オーバーレイ工事に従事していた男性作業員が死亡した。報道によれば、熱中症とみられる。ところが、この痛ましい事故を受けてなお、組織委員会は何らの実態調査にも乗り出していないうえ、建設現場における何らの安全対策の基準も人権ポリシーも策定していない。

通報制度も改善されないままであるし、通報後の実効性を伴った救済手続もない。

これまで指摘されてきたことへの改善も進まないまま、この酷暑を迎え、通常人なら、すぐに熱中症になってしまうような環境で働き続けるという負荷が加われば犠牲者は増えるばかりであるし、台風シーズンや完成直前の労働環境も深刻に懸念される。

建設現場での現状は、2011年に国連人権理事会が採択した国連ビジネスと人権指導原則における、下記の要請をいずれも満たしていないことが明らかである。

1 人権を尊重するコミットメントの表明、
2 人権デューディリジェンス
3 人権の負の影響を防止し軽減するための適切な措置、
4 負の影響の是正
5 実効的な狭隘メカニズムの確立とアクセスの確保

現状が持続可能性からはほど遠いことは明らかである。オリンピックに向け、世界は今、日本の対応、特に持続可能なオリンピックを掲げているのが本気なのか、人権や社会課題への本気度に注目している。今こそ、関連施設の建設に携わっている労働者の労働環境を最優先にし、抜本的な改善に乗り出すべきである。

9. 勧告

ヒューマンライツ・ナウは組織委員会、東京都、JSCに対し、以下の通り勧告する。

1 国連ビジネスと人権に関する指導原則及び持続可能性に配慮した調達コードに基づきオリンピック各種建設現場における労働環境の改善に真摯に取り組むこと。
2 オリンピック建設現場における労働者の労働安全、労働環境、その他人権保障に対し発注者として責任を負うことを明確にし、国内法ILO条約に基づき労働者保護のための人権ポリシーを策定し、これを労働者に周知すること。
3 オリンピック各種建設現場における労働者の実態に関して独立した第三者による調査を実施し、問題点を把握し、改善のためのアクションプランを策定し、これを実施する体制を構築すること。
4 現場には一人親方いくつもの下請け構造の中で様々な零細業者とその労働者がいること、構造上労働者が労働条件に関して声を上げにくい状況に置かれていることに鑑み、全ての作業現場に統一した安全基準とルールを確立し、その実施を受注者に求めること。
5 2019年8月に作業中の死者が出たことを踏まえ、熱中症予防対策を中心に、労働環境改善に取り組み、各種建設現場統一の施策を策定、公表し、実施すること。
6 外国人労働者、外国人技能実習生は言語習慣の違いにより事故に遭いやすいこと、他業種においても過酷な労働環境の下で酷使されやすい脆弱な立場に置かれてきたことに留意し、特別な対応策を策定しそれを公表すること。女性、高齢者など、体力的、健康上の理由により脆弱な立場に置かれた労働者に対する対応の施策を隔離すること。
7 上記施策を外国人労働者も含め、労働者に対し、周知、広報を徹底すること。また、施策の実施を確保するための日常的なモニタリング体制を構築すること。
8 持続可能に配慮したと調達コードに関連する通報フォームが一般の労働者から見て到底アクセス可能とは言えない現状を認識し、労働組合NGOなどによる代理通報も含め誰もが迅速に違反を通報し是正を求められるよう手続きを抜本的に改善すること。
9 調達コード違反に関する実効性ある救済メカニズムを確立し全ての労働者に周知徹底すること。
10 BWI及び通報を実施した労働組合との間で速やかに話し合いの機会を持ち、改善に向けて定期的なダイアログ行うこと。合わせて関連するステークホルダー市民社会とのダイアログも実施すること。透明性確保のため一連のプロセスを公開すること。

以上

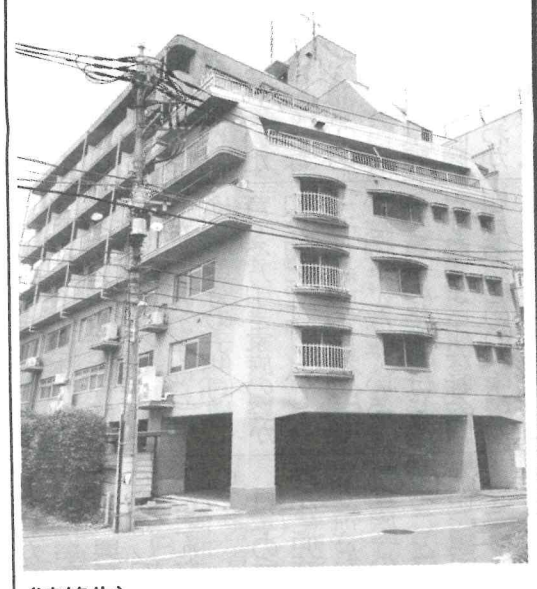

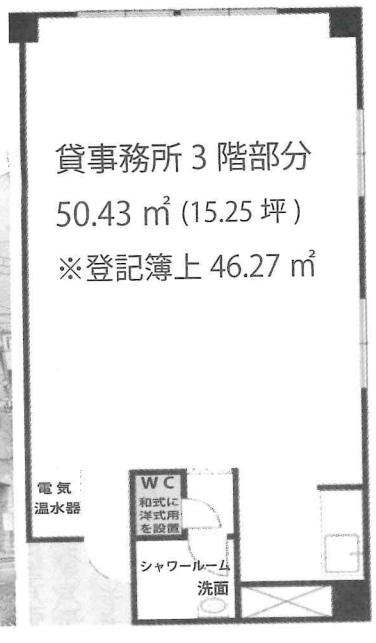

貸事務所　最寄駅 浦和駅　賃料 9.72 万円
礼金・敷金なし　保証金３ヵ月

床・壁・電機等新装完成、即引渡し可。
弁護士、司法書士、士業事務所（支所）、最適。
弁護士会館、司法書士会館、地方・家庭・簡易裁判所、検察庁、県警本部、少年鑑別所、拘置支所、埼玉県庁、さいたま市・区役所、別所沼公園、至近。
ＪＲ浦和駅まで歩13分・バス100円、上野―東京ライン、湘南新宿ライン、東京・新宿・大宮直通。
ＪＲ中浦和駅まで歩14分・バスあり、埼京線、新宿・大宮、直通。

【物件所在地・物件名】さいたま市浦和区高砂4丁目3―1　高砂サニーコーポ305号室
【交通】ＪＲ京浜東北・根岸線 浦和 徒歩13分
【建物】ＲＣ7階建／３階部分　【使用部分面積】46.27 ㎡　【築年月】1980年７月
【契約期間】３年【管理費等】なし共益費なし
【駐車場】なし　【現況】空　【引渡日】即時
【設備】Ｂ・Ｔ別、シャワー、シャワールーム、専有部分にトイレ有、エアコン、エレベーター
【備考】内装事務所仕様でリフォーム済。随時内見可。保証金償却：解約時１ヶ月　その他償却条件：２年未満の解約時、別途償却有。ゴミ処理費用（管理組合要確認）：1,100円／月　更新料：新賃料１ヶ月　利用駅１：ＪＲ埼京線 中浦和 徒歩14分　利用駅２：ＪＲ武蔵野線 武蔵浦和 徒歩18分
飲食店不可　角部屋　24時間利用可　土日祝日利用可

（連絡先）
〒330-0063　埼玉県さいたま市浦和区高砂４丁目３番21号三協ビル３階
むさしの総合法律事務所
ＴＥＬ　０４８８－６６－１５６０　　ＦＡＸ　０４８８－６６－２５２０